平成２５年（フ）第１４３７号
福岡県大野城市山田４丁目13番21―202号
債務者　小崎　佑生
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５１号
福岡県春日市下白水北１丁目32番地
債務者　三井所　晃
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６５号
福岡県糸島市潤２丁目６番１―702号
債務者　山路　里織
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６８号
福岡市博多区板付３丁目23番207号
債務者　岡口　泰寛
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７２号
福岡市博多区堅粕４丁目25番３―１号
債務者　山元　博基
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７７号
福岡県宗像市日の里９丁目36番地17
債務者　山本　光徳（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７８号
福岡県宗像市日の里９丁目36番地17
債務者　山本　尚美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８４号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原749番地５
債務者　脇坂ゆかり
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８７号
福岡市博多区吉塚６丁目６番66号
債務者　吉本　　宏
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１９号
福岡市城南区南片江１丁目17番15―201号
債務者　香川　都恵
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４２号
福岡市東区和白５丁目１番53―106号
債務者　鐘ヶ江春俊
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４３号
福岡県筑紫野市二日市中央４丁目11番１―510号
債務者　伊藤　愛子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４９号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目15番６号リーシェ原Ｂ202号
債務者　大野　正博
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５３号
福岡市早良区飯倉５丁目12番30号
債務者　甲斐　義啓
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５９号
福岡市博多区光丘町１丁目２番37号
債務者　大内　儀平
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６２号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央２丁目６番19号
債務者　渡辺　敏子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６６号
福岡市南区皿山４丁目２番27号
債務者　高木　健二
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６９号
福岡市中央区梅光園１丁目２番９―602号
債務者　西田宇太生
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部